

## 第六管区海上保安本部公示第46号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和6年10月28日

第六管区海上保安本部長

小野 雄介（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所  
名 称 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所  
住 所 香川県高松市朝日新町1-30
- 2 水路測量を実施する区域及び期間  
区 域 備讃瀬戸北航路、水島航路及び付近（付図のとおり）  
期 間 令和6年11月5日から  
令和6年11月30日までのうち10日間
- 3 水路測量の実施方法  
スワス音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定
- 4 航行船舶に対する安全措置  
水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第六条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を揚げる



